

○防衛省告示第百五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和六年七月二日次のとおり決定された。

令和六年七月二日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有	土地…約二三五、〇〇〇平方メートル	
			民有	土地…約二、二二七、〇〇〇平方メートル	ル

公有  
土地…約二三一、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年七月二十二日から同年八月十四日までの間

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡恩納村 国有  
土地…約三八五、〇〇〇平方メートル

、宜野座村、金武町 民有  
土地…約六、四四七、〇〇〇平方メートル

ル

公有  
土地…約二九、二七八、〇〇〇平方メートル

トル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年七月二十二日から同年八月十四日までの間

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 宜野湾市 国有  
土地…約一九〇平方メートル

民有  
土地…約一、九〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年七月二十二日から同

年八月十四日までの間

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有  
土地…約三、七〇〇平方メートル

民有  
土地…約三一、〇〇〇平方メートル

公有  
土地…約二、七〇〇平方メートル

国有  
建物…約一八、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年七月二十二日から同

年八月十四日までの間

六〇七七 鳥島射爆撃場

沖繩県島尻郡久米島 公有

土地…約三九、〇〇〇平方メートル

町  
訓練施設として共同使用する。

◎追加提供

使用期間…令和六年七月二十二日から同  
年八月十四日までの間

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有 建物…約五〇平方メートル

工作物…照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月五日から同年八  
月五日までの間

陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の  
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用  
ある施設及び区域として提供する。提供

期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有

土地…約一、七五八、〇〇〇平方メートル

工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月十日から同月三十一日までの間

航空自衛隊計根別着陸場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇〇一 三沢飛行場 八戸市 国有

土地…約五、〇〇〇平方メートル

工作物…舗床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月一日から同年八月三十一日までの間

海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約五、二〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月一日から令和七年三月三十一日までの間に四回、各回約

三二八一 硫黄島通信所

東京都小笠原村

国有

五日間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

工作物…門等

保安施設として追加提供する。

四一六四 今津饗庭野中演習場 高島市

国有

建物…約四、六〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月五日から同年八月五日までの間

四一六六 伊丹駐屯地

伊丹市、川西市

国有

陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の  
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用  
ある施設及び区域として提供する。提供  
期間中は、地位協定の関連ある条項が適  
用される。

土地…約五〇平方メートル

建物…約一、一〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月五日から同年八  
月五日までの間

陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

四一七一 明野駐屯地

伊勢市

国有

及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二三、〇〇〇平方メートル

建物…約五、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年七月五日から同年八月五日までの間

陸上自衛隊明野駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二、三〇〇平方メートル

五一二三 大矢野原・霧島演習 熊本県上益城郡山都 国有

場

町

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年七月二十二日から同年八月  
十四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊北熊本大矢野原中演習場の施  
設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の  
適用ある施設及び区域として提供する。  
提供期間中は、地位協定の関連ある条項  
が適用される。

熊本市、熊本県菊池 国有

土地…約二四、〇〇〇平方メートル

郡菊陽町、上益城郡

建物…約八、八〇〇平方メートル

益城町

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年七月十八日から同年八月十

四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地及び陸上自衛隊高

遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第

二条第四項(b)の適用ある施設及び区域と

して提供する。提供期間中は、地位協定

五二二六 目達原駐屯地

佐賀県神埼郡吉野ヶ 国有

の関連ある条項が適用される。

土地…約九、三〇〇平方メートル

里町、三養基郡上峰 建物…約一七、〇〇〇平方メートル

町 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年七月十八日から同年八月十

四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部分を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

六〇一〇 辺野古弾薬庫

名護市

国有

建物…約一、九〇〇平方メートル

工作物…囲障等

弾薬庫（火薬庫）として追加提供する。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧

宜野湾市

国有

建物…約九、一〇〇平方メートル

工作物…門等

家族住宅等として追加提供する。

六〇九一 那覇飛行場

那覇市

国有

土地…約一、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約九、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約三、七〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

地位協定の関連ある条項が適用される。

一 令和六年七月二十二日から同年八月  
十四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地  
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及  
び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 公有

土地…約四、五〇〇平方メートル

国町

国有

建物…約二、七〇〇平方メートル

国有

工作物…下水等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年七月二十二日から同年八月  
十四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九四 南那覇駐屯地

那覇市

国有

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年七月二十二日から同年八月

十四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一九〇平方メートル

建物…約三、六〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年七月二十二日から同年八月

六〇九五 石垣駐屯地

石垣市

国有

十四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七四	大湊地方総監部地区	むつ市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約六九〇平方メートル 工作物…門等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和六年七月十四日から同月

二十九日までの間

海上自衛隊大湊総監部地区の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### むつ湾訓練区域

##### 一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- 4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

## 二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

## 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和六年七月十四日から同月二十九日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。